

東京都公衆浴場対策協議会 (第22次協議会 第3回)

令和4年2月18日(金)
WEB会議システムによるオンライン形式

午前10時00分開会

○野口課長 皆様、おはようございます。

定刻になりましたので、第22次第3回東京都公衆浴場対策協議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本協議会の事務局を担当いたします、生活安全課長の野口と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、オンラインにより実施いたします。御協力のほどよろしくお願ひいたします。

ハウリング防止のため、発言される時以外は、画面上のマイクマークをオフにさせていただきますようお願いいたします。

発言を希望される場合は、同じく画面上の操作ボタンにある手のひらのアイコンをクリックして意思をお示しいただくようお願いいたします。その操作を行っていただくと、画面右側に表示しております委員名の横に黄色の手のひらマークが表示されます。各委員が発言される場合は、会長から発言者を御指名ください。指名を受けた委員はマイクをオンとしていただき、御発言ください。発言終了後は、再びマイクをオフにし、マイクをオフにする際、手のひらのアイコンを再びクリックし、挙手状態を解除してください。

それでは、会議に入らせていただきます。

本日、協議会委員18名中14名の委員に御出席いただいております。

議題に入らせていただく前に、本協議会の委員に異動がございましたので、新しく委員に就任された方々を御紹介いたします。

最初に、学識経験者で公認会計士の土田恵一委員でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、東京都福祉保健局健康危機管理担当局長の佐藤智秀委員でございます。佐藤委員は所用により本日欠席でございます。

続きまして、生活文化局長の武市玲子委員でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

次に、本日の会議資料を確認させていただきます。

ペーパーレスの取組を推進するため、会議室で参加される委員の資料はタブレット端末に御用意しております。タブレット端末内の資料の確認をお願いいたします。皆様、お手元のタブレット端末を御覧ください。

タブレット操作は、該当の資料名に触れていただきますと資料が開きます。複数ページの資料の場合は、左にスライドしていただきますと、ページが送られます。また、部分的に拡大して御覧になりたい場合は、その箇所付近で2本の指で挟むように画面に触れていただき、触れたまま2本の指を広げると見たい箇所を拡大できますので、御利用くださ

い。画面を資料一覧に戻すときは、左上のファイル一覧に触れてください。

操作がお分かりにならない場合や御不明な点がございましたら、職員が周りにおりますので、お声をかけていただければ対応いたします。よろしくお願いいたします。

では、画面を御覧ください。説明順にスライドを格納しています。

まず、東京都公衆浴場対策協議会次第でございます。次に協議会委員名簿、次に協議会設置要綱、次からは資料となります。

資料1 令和4年公衆浴場対策協議会の日程（案）

資料2 令和4年公衆浴場入浴料金統制額の算定方法等（案）

資料3 公衆浴場入浴料金算定基準

資料4 令和4年会計調査対象浴場の選定条件（案）

資料5 令和4年会計調査対象浴場の選定条件（案）該当浴場数

資料6 都内公衆浴場数の推移及び入浴料金統制額の改定状況

資料7 令和3年東京都公衆浴場入浴料金統制額について（協議会報告）

資料8 令和3年公衆浴場組合の取組状況

以上でございます。不足はございませんでしょうか。

これからの議事進行につきましては、梅崎会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○梅崎会長 法政大学の梅崎です。

それでは、議事を進行させていただきます。

まず、議事に入ります前に、本日の会議は、東京都公衆浴場対策協議会設置要綱第8により公開を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしければボタンを押していただければと思います。大丈夫でしょうか。

（挙手する委員あり）

○梅崎会長 ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、傍聴、取材の方はオンラインで会議を視聴していただきます。議事録につきましても、ホームページで公開する予定です。このことにつきましては、事務局から説明があります。お願いします。

○野口課長 東京都は、情報公開を積極的に推進していくため、本日の会議の議事録及び配付資料につきましては、消費生活部のホームページ「東京暮らしWEB」に後日掲載しますので、御了承願います。

○梅崎会長 次に、本協議会は知事から令和4年公衆浴場入浴料金統制額について検討依頼を受けることになっております。事務局からお願いいたします。

○野口課長 本協議会への検討依頼につきましては、知事に代わりまして、潮田副知事から梅崎会長に対し検討依頼を行わせていただきます。

梅崎会長、潮田副知事は、手交場所へ御移動くださるようお願いいたします。

（梅崎会長、潮田副知事、手交場所へ移動）

○潮田副知事

下記の事項について検討を依頼する。

令和4年2月18日

東京都知事 小池百合子

記

令和4年東京都公衆浴場入浴料金の統制額について

よろしく願いいたします。

(潮田副知事から梅崎会長へ依頼文手交)

○野口課長 ありがとうございます。

それでは、潮田副知事より御挨拶をさせていただきます。お願いいたします。

○潮田副知事 副知事の潮田でございます。

協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。オンライン会議のため、着座にて失礼をいたします。

委員の皆様方には、御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

一昨年からの新型コロナの影響で利用者が減少する中、公衆浴場は利用者が安全・安心に入浴ができますよう、公衆浴場組合を中心に組合員が一丸となって感染防止対策を行い、営業を続けられておりまして、まずはその御努力に敬意を表するところでございます。

昨年は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されまして、大会を盛り上げる文化プログラムの一環としまして「TOKYO SENTO Festival」を、公衆浴場組合を中心に実施していただきました。ふだんとはまた違った銭湯の装いを発信し、銭湯が公衆衛生上必要な施設であることだけではなく、非日常を体感できる身近な場所として利用者から再評価されることにつながったものと認識をしております。

また、東京都では、公衆浴場の活性化を図るため、昨年度まで3か年にわたり実証事業を実施いたしました。今年度からはその後継事業としまして、従来からの支援に加え、後継者を発掘、育成する担い手育成事業や銭湯経営の改善に資する指導助言を行う事業など、組合の主体的な取組に対し御支援を開始したところでございます。担い手育成事業では、定員の8倍を超える応募があったとお聞きしております。銭湯経営に強い意欲を持つそうした多くの方々が、銭湯文化をしっかりと継承してくださることに多くの期待を寄せておりまして、都としても引き続き積極的に支援をしてまいります。

ただいま、知事に代わりまして、梅崎会長に令和4年の公衆浴場入浴料金統制額の御検討についてお願いをいたしました。入浴料金の統制額は、入浴料金の最高限度額を知事が指定するものでございまして、浴場経営や利用者には直接影響を与える重要な決定事項でございます。現在、長引くコロナ禍で外出自粛などによる利用者数の落ち込みが続いているほか、原油高によるエネルギーコストの上昇など、公衆浴場経営はこれまでも増して厳しい状況、厳しい環境にございます。本年の統制額につきましても、こうした困難な状況を併せ見ての検討になると考えております。

委員の皆様方には、専門的な見地から幅広く御意見、御討議を賜りますようお願いを申し上げます。本日はどうかよろしくお願ひいたします。

○野口課長 ただいま、令和4年東京都公衆浴場入浴料金の統制額について、知事から検討を依頼させていただきました。

ここで、潮田副知事は公務のため、退室させていただきます。

○潮田副知事 よろしくどうぞお願ひいたします。

(潮田副知事退室)

○野口課長 それでは、梅崎会長に進行をお戻しします。よろしくお願ひいたします。

○梅崎会長 それでは、会議次第に従いまして、会議を進めてまいります。

皆さん、円滑な進行に御協力くださいますようお願いいたします。

では、議事の「(1) 令和4年公衆浴場対策協議会の日程について」に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○野口課長 それでは、資料1を御覧ください。令和4年公衆浴場対策協議会の今後の日程と統制額決定までの流れの案についてお示ししてあります。

都では、都内の全ての浴場を対象にした公衆浴場基本調査を実施しており、現在、昨年9月1日時点における経営実態等の調査結果を取りまとめているところです。

そして、本日は資料右側の1番目の「2月18日開催」とあります枠内、第3回協議会でございます。先ほど協議会に対し、知事に代わり副知事から令和4年統制額の検討依頼をいたしました。本日は後ほど議題となります統制額算定方法、会計調査対象浴場選定条件について御審議をいただき、その決定を受け、事務局において標準的な浴場40軒程度を対象に、直近の決算の状況などを基にした詳細な会計調査の実施に入ります。

会計調査結果を取りまとめた後、資料右側に「開催日5月中下旬」とあるとおり、5月中旬から下旬までの間に協議会報告案を起草するための小委員会を開催いたします。小委員会は協議会設置要綱第7により、学識経験者委員をもって構成するとされております。審議事項といたしましては、統制額原価計算表の作成と協議会報告書の起草となります。

第4回協議会につきましては、資料下段の四角のとおり、6月上旬から中旬までの間で開催をさせていただきたいと考えております。審議事項といたしましては、小委員会で取りまとめた報告書案を審議、決定していただき、知事宛ての報告書を提出していただきます。都は、同日、協議会報告について報道発表を行います。その後、統制額の指定について知事が決裁し、改定を行う場合には東京都公報で告示を行うスケジュールとなります。

以上が今後の協議会日程と統制額指定までの流れとなります。なお、この日程につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況等により会議の開催時期がずれることもあります。ずれる場合は委員の皆様にご改めお知らせした上で調整等をさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○梅崎会長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言をお

願いたします。何かございましたら挙手をお願いします。大丈夫でしょうか。

それでは、今後の協議会開催日程につきましては、事務局の説明内容に沿って進めていくこととします。

続きまして、議事の「(2) 令和4年公衆浴場入浴料金統制額の算定方法等について」、事務局から説明をお願いいたします。

○野口課長 それでは、資料2を御覧ください。令和4年公衆浴場入浴料金統制額の算定方法について、その基本的な考え方、算定手順について定めたものです。

まず「1 入浴料金統制額の指定」ですが、入浴料金の統制額は、物価統制令に基づく統制料金となっており、都道府県知事が入浴料金の最高限度額を指定いたします。各浴場事業者は、知事が指定した統制料金の範囲内で入浴料金を定めることとなっております。

「2 入浴料金統制額の算定方式」につきましては、事業が効率的に行われた場合に要する費用総額に、適正な事業報酬を加えた原価が総収入と見合うように料金を設定する総括原価方式を用いることとしております。

次に「3 入浴料金統制額の算定手順」でございますが、「(1) 会計調査対象浴場の選定」といたしまして、使用燃料や用水、入浴料金収入面で標準的な浴場40軒程度を選定いたします。「(2) 会計調査の実施」は、(1)で選定いたしました浴場の直近1年間の決算書、会計帳簿等の調査、分析を行いまして、入浴料金収入や人件費、燃料費といった収支科目ごとに令和3年の平均収支実績表を作成いたします。「(3) 収支推定表の作成」は、上記(2)で作成した令和3年の収支実績表の数値を基に、それぞれの収支科目ごとに令和4年の所要額を推定し、収支推定表を作成いたします。最後に「(4) 入浴料金統制額の算定」は、これまで御説明した手順を経まして、推定収入と推定費用の差額から、入浴料金の所要変動率を算出しております。

次に、資料3「公衆浴場入浴料金算定基準」に移らせていただきます。これは公衆浴場入浴料金を具体的に算定していく際の基準について、本協議会が定めたものでございます。

第1条及び第2条では、料金の算定は総括原価方式で行うこと、第3条は、原価計算期間は事業年度を単位として将来の1年間とすること、第4条は、人件費、用水費及び光熱費など営業費用の科目ごとにその算定方法について規定しています。

次のページの第5条から第7条では、営業外費用、事業報酬、建物再調達費の算定方法について規定し、第8条では、原価計算表と経費内訳について規定しております。

資料3の別紙、3-2を御覧ください。この表は、ただいま御説明した「公衆浴場入浴料金算定基準」の第8条で規定する原価計算表の様式でございます。原価計算表の収支科目の説明と計算方法などをお示ししております。

表中の科目欄は「1 入浴料金収入」から「4 特別利益」までが収益合計を算出する科目となっております。「5 人件費」から「19 建物再調達費」までが費用合計を算出する科目となります。「20 収支差」では、収益合計と費用合計の差額を計上いたします。「20 収支差」に「21 事業報酬」を加えて過不足額を算出いたします。最後に、過不足額を解

消するための入浴料金の所要変動率について、右下に記載している計算式にて算定いたします。

表右端の「推定」欄につきましては、令和3年会計調査による実績値を基に、令和4年の収入と費用の推定額を算出する際、どのような数値を使用するかを記載しております。「実績」と記載しているものについては、令和4年の推定額は令和3年の会計調査の実績値を横引きするということとなります。「実績×適正な増減率」と記載しているものにつきましては、令和3年の会計調査の実績値に消費者物価指数などの変動要素を反映して算定するということとなります。

以上で資料2及び資料3の説明を終わります。

○梅崎会長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いいたします。「挙手機能」を使っただけだと思います。何かございますか。

お一人、手を挙げられているので、音声をオンにして御発言願います。若月委員、どうぞ。

○若月委員 主婦連合会の若月です。よろしく願いいたします。

資料3-2の別紙で、科目の説明なのですが、その中に「3 補助金」というものがあるって「利子補助金等」と書いてありますが、この補助金についてももう少し具体的にどんなものか説明していただけないでしょうか。

○梅崎会長 今、若月委員のお話が、音声が取れませんでした。ほかの方は聞こえているのでしょうか。

(機器調整)

○梅崎会長 すみません。どたばたしておりますけれども、若月委員、申し訳ないです。再度お話してください。

○若月委員 分かりました。

資料3-2の科目のことですが、「3 補助金」の説明には「利子補助金等」と書いてあるのですが、もう少し具体的に内容を教えていただけないでしょうか。

○野口課長 事務局から御説明させていただきます。

補助金ですけれども、例えば東京都の場合は、いろいろな浴場組合がお客様にたくさん来ていただくための企画あるいはイベントなどに補助を実施しております。それから、浴場の改修や改築、そういった施設設備に要する経費についても補助を行ったりしております。あるいは区や市でもそれぞれ地域の中で大切にしている公衆浴場に対する様々な補助金がございますので、そういった補助金を各浴場が受け取った場合に、この部分に計上していただくことになっております。

○若月委員 分かりました。

それでは、浴場によって一律というわけではなく、それぞれいろいろな状況に応じてということなのですね。

○野口課長 おっしゃるとおりでございます。

○若月委員 分かりました。ありがとうございます。

○梅崎会長 ありがとうございます。

ほかに挙手されている方はいらっしゃいますか。大丈夫でしょうか。

それでは、令和4年入浴料金統制額の算定方法については、ただいまの事務局の説明内容に沿って進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。賛同の方は挙手をしていただければと思います。

(挙手する委員あり)

○梅崎会長 ありがとうございます。

次の議事に入ります。「(3) 令和4年会計調査対象浴場の選定条件について」、事務局から説明をお願いいたします。

○野口課長 それでは、資料4を御覧ください。会計調査を実施する浴場の選定方法について、説明をいたします。

会計調査の対象といたしましては、次の条件を備える標準的な浴場40軒程度を選定いたします。

「1 燃料」につきましては、重油・廃油といった液体燃料、電気、ガスもしくはソーラーの専用またはそれらの併用であること。

「2 排水」につきましては、公共下水道を使用していること。

「3 用水」につきましては、上水専用または上水井水併用であること。なお、原則として、併用比率は上水50%以上といたします。軒数は上水1%から49%のほうが多いのですが、例年この基準で実施をさせていただいております。総括原価方式で求める方法が前年度実績を基に翌年度の推定を行う形になりますので、この条件を維持したいと考えます。

「4 収入階層」につきましては、入浴料金が1100万円以上2600万円未満であることを条件としております。

次に、資料5を御覧ください。これはただいま御説明いたしました会計調査対象浴場の選定条件に従いまして、令和3年9月に実施した公衆浴場基本調査の結果から具体的に絞り込みをかけたものです。

網かけの部分が選定条件に該当する浴場数です。まず、公衆浴場基本調査の有効回答426軒のうち、左の「燃料条件」である木材等の「雑燃」を使用していない浴場は339軒となっております。次の「排水条件」である公共下水道利用の浴場は338軒、このうち「用水条件」である上水50%から100%が112軒、そして、右側の収入階層条件である「入浴料金収入条件」が1100万円以上2600万円未満の浴場数は65軒となっております。こうして絞り込んだ全ての条件を満たす65軒の中から、40軒程度を調査対象浴場として選定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅崎会長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いいたします。

若月委員、お願いします。

○若月委員 燃料に廃油というものがありますが、これは具体的にどのようなものなのでしょうか。

○野口課長 2次利用している燃料に当たります。例えば自動車に使うガソリンですとか、その前段である精製した軽油等がございますけれども、そういうものとはまた違う燃料としての、例えば何か製品を使うときに使ったような1次的な利用の後に使用する油ということでございます。

○若月委員 割合としては結構多いのですか。

○野口課長 今、おおむね7割がガス化をしているところですので、廃油自体を多く使っている浴場数は数としてはそんなにございませんけれども、具体的な割合は時間内に分かれば後ほどお知らせをいたします。

○若月委員 廃油にこだわってすみません。廃油と普通の燃料と比べると、廃油のほうが効率が悪いとかリスクはあるけれども、値段が安いとか、そういうことで使うということなのでしょうか。

○野口課長 そうですね。古くからの業界ですので、もともと都市ガスが一般に普及していない時期から、こういったいわゆる木材のようなものを使った雑燃や廃油のようなものが比較的多くのところで利用されており、その名残みたいなものはあるのかと思っております。

○若月委員 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

○梅崎会長 ほかの方、何かございますか。

それでは、令和4年会計調査対象浴場の選定条件については、ただいまの事務局の説明内容に沿って進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしければ手を挙げていただければと思います。

(挙手する委員あり)

○梅崎会長 ありがとうございます。

次に、議事の「(4) 令和4年公衆浴場会計調査の実施について」に入ります。これにつきましては、私から提案をしたいと思っております。

統制額算定の基礎となる会計調査につきましては、会計調査の対象となる浴場の決算書や会計帳簿などを基に、それぞれの浴場の収支状況について調査を行います。これらの調査は専門的な業務になりますことから、学識経験者委員で公認会計士の土田委員にお願いできればと思います。いかがでしょうか。よい場合は挙手をお願いいたします。

(挙手する委員あり)

○梅崎会長 ありがとうございます。

土田委員におかれましては、お引き受けいただけますでしょうか。土田委員のほうでマイクをオンをお願いいたします。

○土田委員 このたび委員を拝命しました、公認会計士の土田でございます。

今、会長から御指名がありましたが、当該業務、お引き受けいたします。よろしくお願
いいたします。

○梅崎会長 ありがとうございます。

では、会計調査の実施につきましては、土田委員をお願いいたします。委員就任早々御
負担をおかけすることになりますが、よろしくお願いいたします。

次に、議事の「(5) 協議会報告案起草の付託(小委員会の設置)について」に入ります。
これにつきましても、私から提案いたします。

令和4年の入浴料金統制額に関する協議会報告案を起草するため、協議会設置要綱第7
に基づく小委員会を設置したいと思います。小委員会の構成は、学識経験者委員になりま
す。伊藤委員、岸上委員、熊迫委員、小西委員、土田委員、中山委員、梅崎の7名で構成
したいと思います。皆さん、よろしいでしょうか。賛同の場合は挙手をお願いいたします。

(挙手する委員あり)

○梅崎会長 ありがとうございます。

なお、小委員会の会長は、協議会設置要綱第7の3、ただし書の規定により、私が務め
させていただきます。

また、小委員会での報告書案の起草を受けて、次回の第4回協議会においてこれを審議、
決定し、知事に報告書を提出したいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(挙手する委員あり)

○梅崎会長 挙手をありがとうございます。

次に、議事の「(6) 令和4年統制料金に対する意見・要望の聴取について」、入ります。

小委員会の開催時には、会計調査の結果を踏まえ、報告案を起草してまいります。今回
は第22次後期の第1回目でもありますので、お一人ずつ御発言をお願いいたします。統制
料金の改定などに対する意見・要望についてのほか、日頃感じていらっしゃることも構
いませんので、委員の皆様から事前にお聞きしておきたいと思います。

最初に、業界代表の委員から意見表明をお願いしたいのですが、浴場組合から、本日、
本協議会に要望書が提出されておりますので、要望書の読み上げを事務局からまずお願
いいたします。

○野口課長 読み上げさせていただきます。

東京都公衆浴場対策協議会 会長 殿

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合
理事長 近 藤 和 幸

令和4年東京都公衆浴場入浴料金統制額に対する要望について

日頃より、都民の日常生活にとって身近な公衆浴場施設の確保について、深いご理解
とご協力を賜り、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症との闘いも、すでに3年目に突入しようとしています。こ
の間、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されましたが、都内公衆浴

場は、地域における公衆衛生確保のため、休業や営業時間短縮の要請対象とはなっていません。そのため、私たちは感染防止対策を徹底するとともに、利用者の皆さんには、入場制限、会話の自粛、滞在時間の短縮などをお願いしながら、営業を続ける努力を重ねてきています。

昨年は、ワクチン接種の進展による感染症の収束に期待するとともに、特に感染者が大きく減少した秋口以降は、いよいよコロナ禍以前のように公衆浴場の魅力を伝えるイベント開催に回復への活路を見出そうとしましたが、新たな変異株による昨年末からの感染者数の急増により、その途も絶たれました。

令和3年の入浴料金統制額は、大人料金で10円の値上げ改定となりましたが、このように利用者数がかつての水準を下回る状況が長期化する一方で、燃料費、消耗品費、施設設備の維持管理費等は上昇傾向にあり、経営者の営業継続のための努力も限界に達し、現在は、入浴料金収入の維持・増収が生き残りの切り札になると言わざるを得ません。

そのため、令和4年の入浴料金統制額については、下記のとおり改定を要望いたしますので、格別なるご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 昨年来の原油価格の高騰に伴い、電気料金・ガス料金などエネルギーコストだけでなく、物流コストや衛生管理用品などの消耗品の価格も上昇しています。適切な人件費や諸経費を確保できる金額となるようご検討いただきたい。

2 施設設備の老朽化や経年劣化に伴う機能低下により、維持管理経費が増大しています。適切な設備投資や修繕を行うことができる金額となるようご検討いただきたい。

3 浴場組合は、今年度から、銭湯の未来の担い手を自ら育成する事業を開始しました。次代の経営者たちが、銭湯経営の将来に展望を見出すことができる金額となるようご検討いただきたい。

組合様からの要望は以上でございます。

○梅崎会長 それでは、業界代表の委員から御意見をお願いいたします。

近藤委員からお願いします。

○近藤委員 我々業界は、お客様の安心・安全をまず一番に考えております。このようにガイドブックをつくり、中に写真をつけまして、浴場組合が都内全ての浴場にこれを配って、安全対策、感染対策に取り組んでおります。

そして、先ほども説明の中にありましたけれども、原油の高騰によって全ての物価が上がっている状況でございます。3月分からは電気料金もかなり値上げという話を聞いております。先ほども廃油という話が出ましたが、重油に関しては多くの浴場が使っておりまして、キロ9万9000円だったものが来月からは13万円台になります。ということは、それを月に4回入れるとすると40万円だったのが、この値上がりでもって52万円になるということで、経営を圧迫しております。年間に見ると、144万円の出費増となります。

それから、東京都に協力しているCO₂削減については、先ほども話がありましたけれども、

約70%がガス化になっております。ところが、このたび極端にガスが高騰しております。一例なのですが、今日はお配りをしようと思ったのですけれども、ペーパーレスということなので口頭で、私のはすぬま温泉のケースをお伝えしたいと思います。はすぬま温泉のデータでは、ガスと電気代で去年の1月の支払いが37万円だったのが、今年1月については53万円ということで、42%上昇しております。そのほか、浴場によっては毎月22万円の金額が上がっているお話もあります。当店の場合は16万円だったのですけれども、それをどう支払うかということ、自分の給料を減らして、それで支払うしかないという現状でございます。

さらに、毎日使用している消耗品、洗剤、塩素、流し場にあるボディーソープやシャンプーについても、メーカーに差はあるのですけれども、大体8%から15%の値上がりしております。

コロナ禍で客数が減少し、お子さんやお年寄りがなかなか来なくなってしまっております。このような状況で、廃業を考えている浴場がかなり増えてきております。企業努力の限界であり、将来の銭湯経営の担い手もいなくなるのは目に見えています。例えば入浴料金を20円値上げして500円にしたとしても、追いつかないような現在の状況でございますので、その辺の考慮をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○梅崎会長 ただいまの要望及び意見について、御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

若月委員、どうぞ。

○若月委員 要望書の中に「銭湯の未来の担い手を自ら育成する事業を開始しました」とあるのですけれども、具体的にどんな事業か教えていただけますでしょうか。

○近藤委員 お答えいたします。

銭湯の担い手ということで、銭湯に興味がある、銭湯を経営してみたいという人がたくさんいらっしゃいますので、その方々にセミナーを行い、実際に仕事を体験していただいて、泊まりがけで模擬的に仕事をしていただいて、銭湯の実態を知っていただき、そのうえで銭湯を経営したいという人を養成している状況でございます。

以上です。

○若月委員 いわゆる後継ぎとかということではなくて、全く別のところからでも参入を促すという感じなのですね。

○近藤委員 そうですね。

○若月委員 希望者は結構いらっしゃるのですか。

○近藤委員 希望者が80人です。

○若月委員 そんなに。分かりました。ありがとうございます。

○近藤委員 1回目のときは80人ぐらい集まりまして、レクチャーをいたしました。我々の業界では、例えば息子が後を継ぐということが主流だったのですけれども、それではなかなか追いつかない、廃業が続くということで、銭湯に興味のある方、それから、企業の

方も含めて説明をし、担い手になっていただくということでやっております。

○若月委員 なるほど。では、銭湯を新しくつくるという意味ではなくて、既存の店舗に新しく担い手さんを募集するみたいな、そういう感じなのですね。

○近藤委員 そうですね。地域別もありますけれども、地域によっては通うのが大変だ、あるいは住み込みでやりたいという方もいらっしゃるので、そこら辺はマッチングをしていきたいと思っております。

○若月委員 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

○梅崎会長 それでは、名簿順にお一人ずつお話、御意見などを伺えればと思います。

初めに、学識経験者の皆様からお願いしたいと思っております。伊藤委員、いかがでしょうか。

○伊藤委員 亜細亜大学の伊藤と申します。

ただいま、近藤委員から大変厳しい経営状況だということをお伺いいたしました。日々暮らしておられますとも、物価が上がり、その中で価格上限が決まっているということは、経営がさぞ厳しかろうと思っております。一方で、消費者もコロナ禍で財布が苦しいことは確かであろうと思っておりますので、様々なデータ等を検証しながら適切な回答を出していきたいと思っております。

以上です。

○梅崎会長 伊藤委員、ありがとうございました。

続きまして、岸上委員、よろしくお願ひいたします。

○岸上委員 どうも皆さん、よろしくお願ひいたします。

銭湯はいろいろな方に必要とされ、日本のとても大事な文化だと思っておりますので、経営が大変な中で一緒にどうすればいいか考えたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○梅崎会長 ありがとうございます。

続きまして、熊迫委員、よろしくお願ひいたします。

○熊迫委員 国士舘大学の熊迫です。

先ほどからお話がありましたとおり、コロナ禍であり、また、物価高で業界の皆様方が大変苦勞されているというのはよく分かりました。その一方で、利用者もまた減っており、利用者側の立場にも配慮しなければいけないということで、双方が許容できるようなところが見つけられればいいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○梅崎会長 ありがとうございます。

続きまして、小西委員、よろしくお願ひいたします。

○小西委員 ありがとうございます。

先ほどの近藤委員のお話を聞き、小委員会で議論するとき、いつの時点のエネルギー価格、ガスや電気、石油、重油の価格を考慮するのかがすごく大事ななと感じました。伊藤委員もおっしゃっていましたが、ありとあらゆる去年と今年の最新のデータを使って価格算定の議論を進めていきたいと思っております。先ほど来お聞きしたエネルギーの費用の高騰を考えますと、確かに20円上がったとしても、お客さんが減っていることを考える

と十分ではないのは明らかだと思うので、どのようにやっていけばいいのか、幾らぐらいだと大丈夫なのか。消費者も物価価格の上昇に直面しているので、有事が3年続いていると考えあわせて、柔軟に議論していければいいなと思いました。

もう一つ言えるのは、価格とは関係ないのですけれども、この間、休業も自粛もなく安全に経営されてきたということは、ほかの対個人サービスの業種に対してすごく先行事例になる例だと思うので、感染者数とお客さんやお客さんの年代の変化ですとか、どういう対策を取ってきたら銭湯のように密接に関わる機会がある業種でも感染防止ができるということが示されれば、今後もし同じようなことが起こったときに、今回みたいに一律に営業停止みたいなことをしなくてよくなると思うので、ぜひそこら辺もまとめていただければいいなと業界団体の皆さんには思います。以上です。

○梅崎会長 ありがとうございます。

続きまして、土田委員、よろしく願いいたします。

○土田委員 公認会計士の土田でございます。

今回から委員を拝命いたしました。改めてよろしくお願いいたします。

個人的には、先ほど近藤委員のおっしゃった原価高、各種経費の上昇が浴場業の経営をかなり逼迫させているであろうことは十分理解できるところでございます。身の回りの公衆浴場がどんどん減っているところは非常に寂しく思うところでございまして、先ほど次世代の担い手を育成する事業を開始されたということで、貴重な事業だと拝聴しておりました。

また、委員として考えますと、昨年、前任の委員でありました公認会計士の高橋克典氏と引継ぎを含めて打合せをおこない、総括原価方式で統制額を検討していること等の理解を深めておりまして、適切なやり方であると理解をしております。

一方で、今ほど小西委員からも御発言がございましたが、近々の物価上昇をどう反映していくかということに関しましては、非常に難しいところだなと。これまでの統制額の検討につきましては、過去の各浴場の決算書をベースにやっておりますので、どうしても情報が過去情報にはなるわけなのですが、この近々の価格高騰、原価の高騰をどう考えていくのか難しいところですが、適切に検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○梅崎会長 ありがとうございます。

続きまして、利用者代表の方々の御意見を伺いたいと思います。

初めに、大西委員、よろしく願いいたします。

○大西委員 それでは、利用者というか、消費者の代表として一言申し上げさせていただきます。

原油価格の高騰とか、公衆浴場の経営が厳しいことは重々分かっておりますし、また、今、御説明もございましたとおりは思っております。しかし、世の中でも、原油の高騰や物価上昇に関連していろいろな物品等の値上げが発表されております。消費者の家計

にも影響が出始めておるのは事実でございます。日常的に公衆浴場を利用するというより、趣味で利用という方もいらっしゃると思いますが、どちらかという社会的弱者の方が多いかと思えます。そういった方にとっては過度の負担にならないように、浴場によるサービスの提供が途絶えないようにしていただければ、利用者側としてはありがたいと思えます。

ひとつ質問があるのですが、先ほど上水道とか下水道を使うことが公衆浴場の条件のような一文がありましたけれども、例えば温泉を使うような店も公衆浴場になり得るのでしょうか。例えば草津のほうにいろいろ誰でも入れるような温泉がありますね。それも公衆浴場に当たるのでしょうか。もし教えていただければありがたいです。

どちらにしても、過度の値上げにならないようにということと、行政の援助をいただきたいということを申し上げたいと思えます。

以上です。

○梅崎会長 ありがとうございます。

今の御質問に関してお答えいただくことはありますか。

○大西委員 温泉を源泉とするようなところは公衆浴場にならないのでしょうかということが御質問の一つです。東京でも井戸を掘って。

○梅崎会長 温泉の公衆浴場もありますね。

○近藤委員 はい。私からお答えしてよろしいでしょうか。

○梅崎会長 どうぞ。

○近藤委員 公衆浴場法という法律がありまして、我々の物統令に係るところについては「公衆浴場」の中の「一般公衆浴場」ですね。先ほどの草津とかそういうところ、それから、フィットネスクラブ、スーパー銭湯については、「その他の公衆浴場」という部類に入ります。ですから、温泉であっても銭湯という場合もあるし、例えば大田区は温泉を使う銭湯が多いのです。銭湯でないところもあるので、温泉に限ってお話をするのではなく、物統令について値段が決められているものが公衆浴場ということになります。

○大西委員 ありがとうございます。

○梅崎会長 続きまして、星野委員からお願いいたします。

○星野委員 ありがとうございます。

これまでの皆様のお話を聞かせていただきまして、統制額につきましては、この後の小委員会の皆様の報告をお聞きして、次回話をしていきたいと思えますので、今日のところは少しの間感じましたことを2点ほどお話しさせていただきたいと思えます。

1点目が、先ほどから御報告にもあります担い手育成に関してです。育成事業を始められて応募者が多数あったこと、とてもいいことだと思っています。私の息子も20代なのですけれども、実は公衆浴場に入ったことがありません。近所になかったもので、そういった人たちがいるという未来を考えますと、この育成事業に、若い希望者がいるかどうか分からないのですが、これからの人たちがこれからの公衆浴場を考えていくことがとても大

切になると思います。そのときには、きちんとした経営が成り立つ、生活ができるというところも考えていかなければいけないので、そういった観点でも統制額を考えていきたいと思います。

もう一点は、昨年の協議会で、入浴料を10円上げるという決定をさせていただいたときに意見も述べさせていただきましたけれども、その後、公衆浴場をインターネットで見ましたら、1軒、「入浴料金値上げに伴い、セットにしているタオルの料金を10円値下げしますので、実質皆様の御負担は変わりません」という銭湯がありました。経過措置なのかとも思いましたけれど、10円を上げることが、皆様、経営者の方たちにとって本当にいいことだったのかと少し疑問を持ちながらこの1年過ごしてきました。ですから、できましたら、次回でいいのですが、実際に経営されている方たちの変化もお聞かせいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○梅崎会長 ありがとうございます。

星野委員の御意見もかなり貴重だと思うのですが、基本的には統制額は最高額なので、例えば東京都の公衆浴場全員が、480円だと言ったら480円にしなくてもいいはずなのですが、そうなっている。経営戦略としてむしろ価格を上げたくないという銭湯さんがあって、そのほうがもうかるとか、もしくは安価でたくさんの人に来てもらう、これ以上上げてしまうと人が減るといふ店もある。地域性や銭湯のお店の特性などで、将来的には統制額が上がったとしても入浴料はばらついていくのではないかと。たまたま先週秩父に行っていたのですが、埼玉などでは、秩父の銭湯が埼玉県内の統制額や他の浴場の価格よりも低い入浴料で地元の人たちに愛されることを目指すみたいなことをやっている銭湯さんもありますので、この辺の多様性というようなことも議論の俎上にのってくるのかと思います。星野委員、ありがとうございます。

続きまして、山下委員、よろしくお願いいたします。

○山下委員 先ほどから、業界の方から利用者も減っているとか、いろいろなものが値上がりしているということを伺いまして、経営状況が大変厳しいということをお察しいたします。十分な値上げをしてあげたいと思っておりますけれども、家庭も今、いろいろな食品等の値上げが家計を圧迫しております。ですから、入浴料をそう簡単に値上げをすることは無理かと思っておりますけれども、十分検討していただいて、できる限りの御支援をしたいと思っております。

また、銭湯が減ってしまうことも困るので、先ほどからお話がありますけれども、銭湯に興味のある方や企業の方にもお声をおかけしていただいて、銭湯がなくならないよう頑張ってくださいと思います。

以上です。

○梅崎会長 ありがとうございます。

続きまして、若月委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○若月委員 若月です。

銭湯を取り巻く状況が大変なことは、ある程度は理解できます。銭湯で今、黙浴というものが励行されている、黙って入る、ですね。こういうものを見ても、銭湯の魅力を発信しようとしているのに、すごく大変な状況にあるというのは私なりに想像がつきます。消費者の側としては、単純ではありますが、料金は安いにこしたことはないというのはあります。一方で、御要望の中で「銭湯経営の将来に展望を見出すことができる金額」とあって、私はこれについても本当に深くそうだなと思うところがありますので、出てきた金額を見てまたいろいろと考えさせていただき、それまでもいろいろと考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○梅崎会長 ありがとうございます。

続きまして、業界代表の方をお願いしたいと思います。近藤委員は先ほどお話しいただきましたが、業界代表のお二人からも補足があればお願いいたします。

初めに、石田委員、いかがでしょうか。

○石田委員 いろいろな御意見、ありがとうございます。

総括原価方式で毎年10円でも20円でも本来値上げしたほうが良いという形が出ていると思うのですけれども、十数年それを上げないで業界で努力してくださいということでやってきましたが、それは経営者の給料を1,000円でも2,000円でも下げることなのです。そうすると、本当に後継者が育ちません。その辺を御理解していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○梅崎会長 続きまして、佐伯委員、いかがでしょうか。

○佐伯委員 常務の佐伯でございます。

先ほど星野委員から、全ての銭湯が値上げを求めているわけではないのではないかという御意見をいただきました。私は多摩地区で銭湯を営んでおります。多摩地区といいますのは全体的に弱い銭湯、いわゆる売上げが小さい、お客様が少ない銭湯が多い地域でございます。ですから、これまで長い間、多摩地区にはこれ以上値上げをしたらお客様が来なくなるのではないかと言う店主が結構いらっしゃったのです。そういう方たちの意見をいつも聞いていましたので、私は、料金が上がるばかりが良いことではないなと思っていた一人でございます。

ただ、その多摩地区においても、最近では、ほぼ全ての店主がこの金額ではやっていけない、料金が上がったほうが良いのだという意見に変わってまいりました。その要因は大きく2つあると思っています。一つは常連のお客様、いわゆる毎日のように足を運んでくださるお客様方の口から、銭湯の金額は安過ぎるねという声が大変多くなった。逆に、たまにいらっしゃる方は高いとか、こんなに高いものだと思わなかったみたいなことをおっしゃるのですが、日々使っていただいている方の口から安いと、これではやっていけないのではないかという声が届くようになって、店主たちが料金を上げても大丈夫なのだという気持ちになって、そういう意見を言うようになってきたということが一つなのです。

あと、一般的に昨今、10%から20%ぐらい、このコロナで収入が下がったという報告をいただいておりますが、銭湯は収入が下がったのではなくて売上げが10%から20%下がっているのです。実は我々の給料はその10%から20%の間に全て入っています。ですから、サラリーマンの皆さんの給料が10%、20%下がったわけではなくて、我々の給料は多いところでは100%下がっているのです。ですから、10%、20%売上げが下がったという意味もぜひ考慮いただき、また、実際に使っているお客様の声を反映して我々はこういった要望を出しているのだということをぜひ考慮いただきながら、統制額を検討していただきたいと強く思っているところでございます。

以上です。

○梅崎会長 ありがとうございます。

続きまして、関係行政機関として、武市委員、よろしく申し上げます。

○武市委員 東京都生活文化局長の武市でございます。

委員の皆様方には、統制額につきまして、いつも幅広い観点から丁寧に御議論をいただいておりますこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございます。

先ほど来、皆様、触れていらっしゃいましたけれども、秋口以降の原油価格の高騰、これは大変なことで、現在も高値で推移しているということで、非常に影響があるのかと思っております。また、新型コロナウイルスに関しましては、都内で今月に入って過去最大の感染者数ということもありまして、都民の皆様には慎重な行動をお願いせざるを得ない状況が続いております。令和4年の入浴料金統制額の検討に当たっては、こうした浴場経営者側の皆さん、利用者側双方の状況に配慮する必要性、改めて感じておるところでございます。

浴場組合の皆様におかれましては、一昨年来の厳しい状況下でも事業の活性化、事業継続の課題、先ほど近藤委員から御紹介のありましたような事業を展開し、取り組んでいただいております。東京都も支援をさせていただいておりますところでございます。この協議会においては、そうした点についても併せて御意見をいただきまして、今後も引き続き公衆浴場の活性化を都としても後押しできればと考えておるところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○梅崎会長 ありがとうございます。

各委員から様々な意見を伺うことができました。お一人ずつお話しいただいたのですけれども、全体を通してさらに御意見や御質問等がございましたら御発言をお願いします。何か追加で発言すること等がありましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

コロナ禍の状況、原油価格の高騰という目下近々の話題と、そして、今回もいろいろ議論が出ましたけれども、後継者の育成、銭湯の経営を今後どうしていくかということ、かなり経営に関心を持っている方が増えているということなので、価格の問題と、最終報告案ではどういう経営の在り方がいいのか、どういう将来像があるのかというメッセージも含めて、小委員会で議論していきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの各委員の意見、発言も参考にして、報告書をまとめてまいりたいと思います。

次に、次第4の「報告事項」に入ります。報告事項は令和3年協議会報告を含め3件ありますが、一括して説明をお願いいたします。

○野口課長 それでは、資料6を御覧ください。都内公衆浴場数の推移と入浴料金統制額の改定状況について掲載しております。

上段「1 都内の公衆浴場数等の推移」を御覧ください。都内の公衆浴場は昭和43年の2,687軒をピークにして、その後は減少の一途をたどっており、昨年の12月末現在で480軒、1月末現在では479軒となっております。このうち、区部に所在する浴場数は436軒、市部は44軒となっております。

次に「利用人員」の欄を御覧ください。1浴場1日当たりの平均利用者数を記載しております。この平均利用者数は、都内公衆浴場の入浴料金収入を基にして算出した計算上の人数です。昭和43年には1日平均530人の利用がありましたが、自家風呂の普及とともに減少し、平成20年以降は120人から140人の間で推移しています。近年は若干増加の傾向も見えてきたところですが、現在のような状況に至っております。なお、令和3年につきましては、現在調査結果の集計中です。

次に「自家風呂保有率」の欄を御覧ください。総務省が5年に1回実施している「住宅・土地統計調査」の数値を記載しております。都内の公衆浴場数が戦後最多であった昭和43年の自家風呂保有率は42.2%と5割に満たなかったわけですが、その後、割合が増え続け、平成20年の自家風呂保有率は97.6%となっております。現在、都民のほとんどは自宅で入浴できる環境となっております。なお、平成25年以降に実施された総務省の「住宅・土地統計調査」では、自家風呂の有無に関する調査は行われておらず、以降、統計がございません。

矢印の下、「区市別公衆浴場数」を御覧ください。令和3年12月末現在の浴場数を区市別に見たものです。都内の公衆浴場の9割以上は23区内にあり、全ての区に所在しております。このうち、浴場数が最も多い区は大田区の34軒、続いて、江戸川区の32軒、板橋区の28軒と続いております。一方、市部につきましては、御覧のように浴場数が多い府中市でも5軒にすぎない状況となっております。公衆浴場が1軒もない市は、青梅市、日野市、福生市、清瀬市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市の8市となっております。また、全ての町村にも公衆浴場はありません。

次に、下段の左の「2 東京都公衆浴場入浴料金統制額の改定状況」を御覧ください。昭和63年から令和3年までの入浴料金統制額の改定年とその内容を掲載しております。直近の改定は、昨年8月にコロナ禍による利用者の減少に伴い、入浴料金の落ち込みに対応した料金改定を行ったところですが、

次に、資料7を御覧ください。昨年の協議会報告書全文を掲載しております。内容を簡単に御説明いたします。

「1 入浴料金統制額の試算結果」から「2 経済情勢等その他入浴料金統制額を検討

するに当たって考慮すべき事項」、また「3 入浴料金統制額に関する本協議会の結論」までは、令和3年入浴料金統制額に関する検討内容と、統制料金の中で大人料金を10円値上げし、中人料金と小人料金は据え置くことが適当であるとの本協議会の結論について述べております。また、「4 協議会意見」となっております。必要に応じて後ほど御確認いただければと思います。

次に、資料8を御覧ください。この資料は、これまでの協議会報告の中で意見として表明された項目について、その後の取組状況をまとめたものです。後ほど浴場組合から補足説明をお願いしたいと思います。

「1 施設内の禁煙化、ボディーソープやシャンプー等常備の実施率向上」ですが、ボディーソープやシャンプー等の常備率に関しては、都の公衆浴場基本調査の数値となっております。施設の禁煙化または分煙を行っている浴場は、平成30年の9月1日に100%を達成後は、引き続き維持されている状況です。また、無料で使用できるボディーソープとシャンプーを常備している浴場につきましては、年々実施率が上がっており、着実に促進が図られてきているところです。

「2 利用者拡大を図る取組事例」につきましては、私どもが浴場組合から聞き取りしました実施状況となります。組合には例年新しい取組を進めていただいておりますが、昨年は新型コロナウイルスの関係で外国人や銭湯未経験者を対象とした「銭湯入門塾」をはじめ、多くのイベントが中止となりました。このような中、銭湯の応援団、銭湯サポーターと浴場組合との交流促進等を目的に開催している「銭湯サポーターフォーラム」は今年7回目が実施されました。今年会場に足を運ばずに視聴できるオンライン形式で行われ、181名が視聴されました。銭湯をこよなく愛し、応援したいという方々と浴場組合が、今後協力、連携を深め、さらに新しいファンを取り込むなど、公衆浴場の活性化につなげていくことが期待されております。都としてもこうした取組を支援してまいります。

「3 銭湯の魅力を国内外に広める取組の積極的推進」につきましては、平成27年4月から浴場組合はホームページを全面リニューアルし、多言語化を図るとともに、SNSを活用した銭湯情報の発信を続けている実績を掲載しております。折れ線グラフを御覧ください。新型コロナウイルスの影響で、外国から日本への渡航が制限されたことに歩調を合わせ、海外からのアクセス数も急激に減少しております。

「4 健康増進事業やコミュニティの再生、耐震化の促進、使用燃料のクリーン化、省エネ化」につきましては、ミニデイサービスや健康体操などの健康増進事業が実施できるスペースの確保、バリアフリー化を図るため、昨年4月1日から12月末までの間に大規模改修を行った浴場が4軒となっております。なお、こうした施設の改築または改修には多額の資金を必要とすることから、都ではこれらの経費の一部について助成を行っているところです。公衆浴場の耐震化の促進と使用燃料のクリーン化、省エネ化につきましては、昨年4月から12月までの間、都の助成制度を活用して実施した浴場数を掲載しております。

以上で資料の説明を終わります。

○梅崎会長 ありがとうございます。

資料8の協議会報告（意見）に対する取組状況について、浴場組合として補足説明があればお願いいたします。

○近藤委員 補足説明をさせていただきます。

今回「銭湯入門塾」が開催されなかったのも、その代替ということではないのですけれども、先ほど話題に出ました銭湯の黙浴、黙ってお風呂に入る、それから、マスクを外したらおしゃべりはしないというゆっポくんの動画をつくりました。それを発信しております。

それから、禁煙化は100%を現在も達成しております。ボディークリーム、シャンプーについては80%以上を達成しておるので、なかなかこれ以上は難しい部分もあるとは思いますが、やっていきたいと思っております。

銭湯サポーターが、このデータでは9,982人と書いてあるのですが、1月の時点で1万人を超えました。銭湯サポーターの人たちにSNSを使いながら銭湯の魅力を発信していただけたということで、これは大きな力になっていると思っております。

それから、我々の業界で若い人たちが後を継いでくれることも多くなりました。ところが、今、物品がなかなか手に入らない、人工もなかなか確保できないということで、工事費がかなりかさんでいる状況でございます。健康増進型で東京都から補助をいただいているのですけれども、それでも難しいところがあります。そんなことで、我々もとても頑張っておるのですけれども、なかなか取組が難しいなという現状でございます。

以上でございます。

○梅崎会長 ありがとうございます。

ただいまの報告事項につきまして、御質問等がございましたら御発言をお願いします。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

コロナ禍で厳しい、イベントができないところもあるかと思っておりますけれども、私も東京都浴場組合のSNSなどをフォローしてイベントの情報を入手しています。委員の皆様方もフェイスブックなどをフォローしているといろいろな最新情報が集まると思っておりますので、ここでの報告以外にも様々な活動を情報共有していければと思います。

○近藤委員 ありがとうございます。

○梅崎会長 よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議事は全て終了しました。

最後に、事務局から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

○野口課長 先ほど若月委員から御質問いただきました事項ですが、令和3年の統制額を検討する際の会計調査の対象で、調査対象は40軒ですが、このうち廃油を使用している浴場が5軒という状況でございました御質問に対するお答えとしてお知らせをさせていただきます。

さて、小委員会及び次回の会議につきましては、委員の皆様方の御都合をお聞きして開

催日を決定いたします。日程調整表は、後日メールや郵送にてお送りいたします。極力全員に御参加いただける日にしたいと考えておりますけれども、調整がつかない場合はできるだけ多くの委員が参加できる日に決めさせていただきたいと思っております。御都合がつかない日に決ってしまった場合は、申し訳ありませんが、御容赦をお願いいたします。

それから、本日、会議の進行に際し、音声の不具合が生じまして、進行に滞りが生じました。大変申し訳ございませんでした。この場を借りておわび申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○梅崎会長 それでは、これもちまして本日の会議は終了いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午前11時32分閉会